

○ アジア・ミッション・コーディネーター規程

〔 2014年2月6日第3回理事会制定 〕
〔 2018年9月6日第2回理事会改定 〕

(目的)

第1条 この規程は、日本バプテスト連盟（以下、「JBC」という。）がシンガポール国際日本語教会（以下「IJCS」という。）と協働してアジア宣教の働きを進めるために選任するアジア・ミッション・コーディネーター（以下「AMC」という。）の働きについて定める。

(職務)

第2条 AMCは、常務理事に協力して次の事項を取り扱うものとする。

- 1 アジア諸国の各バプテスト連盟及び諸団体と協力・連携し、JBCの国外伝道の働きとの協働の可能性を探る。
- 2 JBCの活動状況を、アジア諸国の各バプテスト連盟に発信する。
- 3 アジアにおいて、JBCが「和解のつとめに仕える」ための働きの可能性を探る。
- 4 その他、JBCとIJCSとの協議において、必要と認められた働きを行う。

(選任)

第3条 常務理事は理事会の決定に基づき、JBC加盟教会の教会員の中からAMCを任命する。

(任期)

第4条 AMCの任期は1期3年とし、再任することができる。

(身分)

第5条 AMCの身分は、連盟職員に準ずるものとする。

(活動)

第6条 AMCの赴任及び任期更新に際し、常務理事はAMCとの間に覚書を交換し、その任地、任務、通信方法、その他必要な諸事項について相互に了解し、確認しておかなければならない。また、IJCSとの間に覚書を交換し、必要な諸事項について相互に了解し、確認しておかなければならない。

第7条 AMCは原則として1ヶ月に1回所定の様式にしたがって、活動と会計について常務理事に報告書を提出しなければならない。

第8条 AMCの休日は、IJCSの牧師職務規定に従うものとする

第9条 AMCが休暇を取る場合、2週間前までに常務理事の承認を得なければならない。

(財務関係)

第10条 AMCの費用に関しては「シンガポール国際日本語教会と日本バプテスト連盟 IJCS 牧師 JBCの働き人（JBCアジアミッションコーディネーター）に関する費用の覚書」に従い、以下の通り支出する。

- 1 住居兼事務所費（事務所として活用できる十分なスペースを確保する）
- 2 長期滞在旅行保険
- 3 アジア宣教協働計画の活動のための海外出張費、活動費（毎年の健康診断料の半額を含む）
- 4 日本からシンガポールへの赴任費用（引越し費用と旅費）
- 5 日本の国内移動費・国内引っ越し費用
- 6 赴任までの待機期間中の給与補助（JBCの牧師基準給の80%）
- 7 JBCの活動としての一時的帰国費用（年2回まで）

【アジア・ミッション・コーディネーター規程】

8 シンガポール赴任中の扶養残留家族のための連盟職員住宅家賃（連盟職員と同等）または国内残置家財保管料。

第11条 AMCに課せられる税金は、AMC個人に関する税金を除き、国外伝道予算より支給する。

第12条 常務理事が定めるときを除いては、AMCは募金してはならない。

（辞任及び解任）

第13条 AMCが辞任を希望する場合は、その旨文書をもって常務理事に申し出なければならない。

第14条 AMCの解任は、理事会がこれを決定する。

（規程の改定）

第15条 この規程を改定しようとする場合は、常務理事の発議により、理事会の議決を得なければならない。

付 則

この規程は、2016年2月4日に翻り発効する。